

監事監査規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令並びに本協会の定款及び理事及び監事の職務権限規則（以下総称して、「関連規則等」という。）に定めるもののほかはこの規則による。

(基本理念)

第2条 監事は、本協会の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、関連規則等及びこの規則に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、又、監査報告を作成するものとする。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対して事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事、関係部門の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事は、次の各号に掲げる事項について調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 決裁文書等重要な文書
- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
- (3) 本協会と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (6) 総会に提出すべき議案及び書類
- (7) その他監事が監査上必要とする事項

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 3 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第8条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は法令に従って自ら理事会を招集することができる。

3 監事は、職務の執行に当たり、本協会の業務の適正かつ合理的な運営又は本協会の体制若しくは諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第9条 監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより本協会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

第10条 理事は、本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(会計方針等に関する意見)

第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

(総会への報告義務)

第12条 監事は、総会に提出される議案及び書類について調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会における説明義務)

第13条 監事は、総会において会員から特定の事項について説明を求められた場合は、議長の議事運営に従い説明しなければならない。但し、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述)

第14条 監事は、監事の選任、解任、辞任又は報酬等について、総会において意見を述べるすることができる。

第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第15条 監事は、理事から定款第36条1項各号に定める書類を受領し、これらの書類について監査を実施する。

(監査報告)

第16条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印又は電子署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告を理事に提出する。

第5章 雑則

(監査費用)

第17条 監事は、職務執行のため必要と認められる費用を法令に従って本協会に対して請求することができる。

(監査補助者)

第18条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

(改正)

第19条 この規則の改正は、監事の意見を聴いて、理事会が行うものとする。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)